

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和6年4月5日（金）午後3時30分～午後4時30分					
②	会 場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5		6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30		31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	5	西岡輝治	12	川本由紀美	30	武知由美子
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	井上事務局長		新次長		松田専門員（農政）	
		菊地係長（農地）		吉田書記			
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		後藤専門員		吉田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第21号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第22号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第23号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告				
			について				
		議案第24号	非農地証明について				
		議案第25号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第26号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明				
			について				
		議案第27号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和6年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中17名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、5番 西岡輝治委員、12番 川本由紀美委員、30番 武知由美子委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、21番 橋本英司委員と22番 都築孝壽委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第21号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>1番、菅田町大竹字川久保の畑17筆、7,636㎡の農地は、贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、野菜等を栽培します。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>2番、上須戒の田1筆3,244㎡及び畑1筆132㎡の農地は、贈与での所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び野菜を栽培します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
13番	<p>1番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>当案件は、現在3名が共有するうちの譲渡人1名が持分を手放すこととなり、その権利持分を、今回譲受人1名が取得するものです。</p> <p>申請地は、大竹の父集会所周辺や父橋下流の市道沿いに点在する農地18筆になりますが、このうちの1筆については、現状等を確認したところ非農地と思われるため、この後の議案に上程しております。</p> <p>譲受人は現在市外に在住しておりますが、耕作管理をするため、近日中に地元へ戻り農業従事を行うものとなっております。</p>

	<p>その他の調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	2番。
23番	<p>2番案件についてご説明いたします。</p> <p>議案説明資料の3ページをご覧ください。</p> <p>2番案件は、地元の有志へ贈与により所有権を移転するもので、申請地は、上須戒連絡所の南約100mのところにある農地2筆です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦で年間を通じて従事しており、今後においても水稲や野菜を栽培するなど、所有権移転後の耕作管理に問題ないものと思われま。</p> <p>その他調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第22号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページ並びに議案説明資料の4ページから7ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、肱川町宇和川の土地216㎡の案件は、昨年11月に定例総会において、農振農用地区域の除外を審議した案件でございます。借受人が、実家の近くにある宅地に住宅を建てようとして計画した際、家に入る進入路や通路、そして、駐車場のスペースが不足することになり、隣接している申請地を借りて、通路等を新設しようとするものです。</p> <p>申請地は、大洲市中心部から東に約1.1kmのところの位置し、農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であり、申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な、農地以外の土地及び第3種農地がなく、隣接する土地と一体として、同一の事業の目的に供するために必要であると認められることから「第2種農地」と判断しております。</p>

	<p>したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
3 3 番	<p>1番案件について、調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の4ページから7ページを、参考にしてください。申請地は5ページの位置図のとおり、大洲市肱川高齢者生活福祉センター肱流苑から東へ、約240mに位置する農地になります。</p> <p>本件は、事務局から説明がありましたように、昨年の第11回定例総会において、農用地区域の除外を審議した案件でございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないと思われまます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第23号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (農地係長)	<p>議案第23号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>当議案では、前年度の事業状況報告がありました〇〇〇〇について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。</p> <p>まず、要件の適否を判断する上で確認が必要となる事項を前のスライドに表示しておりますので、参考にしてください。</p> <p>1番、〇〇〇〇は、主にぶどうの栽培を行っています。</p> <p>①の「法人組織」は特例有限会社です。</p> <p>②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全部が農業による売上であります。</p> <p>③の「構成員・議決権の資格」は3名です。</p> <p>④の「経営責任者の要件」は執行役員3人中2人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。</p>

	<p>以上のとおり、報告書を確認しましたところ、議案書に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、報告書の内容については、承認することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、報告書については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第24号『非農地証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係長)	<p>議案第24号「非農地証明について」をご説明します。</p> <p>議案書の4ページ並びに議案説明資料の8ページから13ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町大竹字平谷の農地1筆107㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものです。</p> <p>申出によりますと、申請者の父が他界後に耕作放棄地となっており、また、平成11年頃に平谷川の砂防堰堤工事計画に伴い農地の一部が買収された後の残地となっており、現在は雑木が繁茂するなど、農地への復旧が著しく困難となっています。</p> <p>2番、上須戒の農地一筆45㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものです。</p> <p>申出によりますと、申請地に平成3年頃、隣接地と同様に山林とするために杉を植林し、現在では農地への復旧が著しく困難となっています。</p> <p>以上2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
13番	<p>1番案件について調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の8ページから10ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は9ページの位置見取図のとおり大洲富士ICから南西へ約870mに位置する農地です。</p> <p>申請によりますと、申請地は父が他界後に耕作放棄地となっており、また、平成11年頃に平谷川の砂防堰堤工事計画に伴い農地の一部が買収された後の残地となっており、現在は雑木が繁茂するなど、農地への復旧が著しく困難となっています。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧は開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま。よって本件は非農地と判断して差し支えないと考えま</p>

	す。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	2 番。
2 3 番	2 番案件について調査結果を報告します。 議案説明資料の 1 1 ページから 1 3 ページを参考にしてください。 申請地は 1 2 ページの位置見取図のとおり大洲市上須戒連絡所から北西へ約 1. 4 km に位置する農地です。 申請人によりますと、申請地に平成 3 年頃、隣接地と同様に山林とするために杉を植林し、現在では農地への復旧が著しく困難との申立です。 申請者の申立て及び現地調査により樹木の育成状況から少なくとも植林後 2 0 年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧は開墾と同程度の労力が必要と考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。よって本件は非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長 (会長)	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することことに決定いたしました。 次に、議案第 2 5 号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (専門員兼農政係長)	「議案第 2 5 号 農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。 議案書の 5 ページ並びに議案説明資料の 1 4 ページから 1 9 ページまでを併せてご覧ください。 今回は、農用地区域からの除外 2 件でございます。 1 番、上須戒の土地 3 筆計 2, 8 5 8 m ² の案件は、申出地は、山間部に位置し、傾斜のある大変不便な農地で、申請者は高齢で後継者もなく、農地として利用する受託者も見受けられない状況となっているため、今後は管理しやすい山林として利用するため、除外の申出があったものです。申出地は、農用地区域の端にあたり、他の農地にも影響がないことから、除外の計画変更をしようとするものでございます。 除外後の農地区分は、付近には公共施設等が無く、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しております。 2 番、上須戒の土地 1 筆 5 9 9 m ² の案件は、申出者は、高齢となったが後継者がなく、今後は耕作する農地を減らしたいと考えており、申出地は山間部に位置し大変不便な農地であるため借受人が見つからず、今

後は管理しやすい山林として利用するため、除外の申出があったものです。申出地は山林に囲まれた農地であり、他の農地にも影響がないことから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等が無く、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上、除外2件 4筆 計3, 417㎡となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

23番

1番及び2番について調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから19ページをご覧ください。

1番についてですが、まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきまして、申請人は高齢で後継者も無く、耕作管理が困難で、他に受託者もないことなどから、山林として管理をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきまして、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。2番について、まず、立地基準である「代替性要件」につきまして、今回の除外は植林を目的とされており、問題ないものと考えま

す。次に、一般基準である「転用の確実性」につきまして、申請人は高齢となり、後継者も無く、申出地は山間部に位置し、大変不便な農地で、他に借受人もないことなどから、山林として利用をしようとするものであり、問題はないものと思われま

す。なお、既に当該土地には植林をされており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。

また、「周辺農地等への影響」につきまして、申請地は周囲を山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。
次に、議案第26号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局(専門員兼
農地係長)

議案第26号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』をご説明いたします。

租税特別措置法第70条の4第1項または第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために、3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として、農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。

この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番は、若宮の申請人です。

申請農地は、中村字土手外などにあります6筆で合計4,247㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成26年5月31日となっております。

対象の農地につきましては、すべて耕作管理されておりました。

2番は、長浜町今坊にあります22筆で合計14,302㎡になります。

納税猶予の種類は贈与税となっており、贈与日は平成14年6月15日となっております。

対象の農地につきましては、現地確認ができていない農地がありましたが、それ以外の農地は耕作管理されておりました。

以上2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

1番について調査結果を報告いたします。

議案説明資料の20ページを参考にしてください。

申請地は、20ページの位置見取図のとおり、大洲市総合福祉センターを基準とし、約460mから1.1km以内に点在する農地6筆になります。

申請人は、露地野菜、水稻等を主体とした農業をしております。

3月21日に事務局担当者と現地確認を行い、土地6筆のうち4筆で露地野菜を、1筆で水稻を栽培していることを確認しています。また、1筆については保全管理をしていました。

すべての農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

2番。

25番

2番について調査結果を報告します。

議案説明資料の21ページを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置見取図のとおり、喜多灘体育館を基準とし、約340mから670m以内に点在する農地22筆になります。

申請人は、キウイなどの果樹を主体とした農業をしております。

3月21日に事務局担当者と現地確認を行い、土地22筆のうち15筆でキウイや柑橘類の果樹を、2筆で果樹や露地野菜を栽培していることを確認しています。また、1筆は竹林として管理しており、残りの4筆は農地として保全管理していましたが、その一部は現地に行くのが困難で管理ができないとなっていました。しかし、ほとんどの農地を利用し、農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第27号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）

議案第27号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の7ページからご覧ください。

利用権設定の案件になりますが、新規案件のみを説明させていただきます。

まず、7ページの1番から3番は、利用権の設定を受ける者が同一で、水稻を栽培するため、1番と2番は賃借権を、3番は使用貸借権を、それぞれ10年間設定するものです。

次に、7ページから8ページにかけての5番は、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定するものです。

続いて、6番も水稻を栽培するため賃借権を6年間設定するものです。

8番、同じく水稻を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。

9番は、麦と大豆を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。

10番、水稻を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。

次に9ページの12番は、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定するものです。

13番から11ページの18番までは、利用権の設定を受ける者が同

一です。

まず、13番は、水稻を栽培するため賃借権を5年間、14番の2筆は、麦を栽培するため使用賃借権を3年間、15番は水稻を栽培するため使用賃借権を5年間、17番と18番は、麦を栽培するため使用賃借権を5年間、それぞれ設定するものです。

20番、野菜を栽培するため、使用賃借権を5年間設定するものです。

21番は、粟を栽培するため、賃借権を10年間設定するものです。

その他の案件は再設定となりますので、後ほどご確認をお願いします。

以上、利用権設定件・筆数、23件・37筆、利用権設定総面積、48,001㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書の13ページをご覧ください。

1番から6番までは、所有権の移転を受ける者が同一で、経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地を取得しようとするものです。

1番、東大洲の田、1筆・1,070㎡、2番、東大洲の田、1筆・1,

079㎡、3番、東大洲の田、1筆・1,189㎡、4番、東大洲の田、

1筆・1,073㎡、5番、東大洲の田、1筆・1,565㎡、6番、

東大洲の田、1筆・1,477㎡、いずれも利用目的は「水稻」です。

以上所有権移転・件筆数6件・6筆、所有権移転総面積7,453㎡。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。